

年 発 0327 第 2 号
令和 8 年 3 月 27 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

「確定拠出年金制度について」の一部改正について

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号）が令和 7 年 6 月 20 日に公布されたところであるが、今般、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（令和 8 年政令第 43 号）が令和 8 年 3 月 18 日に、「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」（令和 8 年厚生労働省令第 48 号）が本日、公布され、令和 8 年 4 月 1 日より施行することを踏まえ、確定拠出年金制度について（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号）の別紙を別添のとおり改正し、別添を令和 8 年 4 月 1 日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金制度について（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号） 新旧対照表

新	旧
第 1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項 (略) 1 (略) 2. 事業主掛金に関する事項 (1) ～ (5) (略) (6) 企業型掛金拠出単位期間（令第 10 条の 2 に規定する企業型掛金拠出単位期間をいう。以下同じ。）<u>について</u>、同条ただし書の規定により区分した期間（以下この（6）から（8）までにおいて「拠出区分期間」という。）を定める場合は、拠出区分期間は月単位で分けするものとする。 (7) ～ (10) (略) 3. 企業型年金加入者掛金に関する事項 (1) ～ (4) (略) (5) 企業型年金加入者掛金の拠出の方法について、企業型掛金拠出単位期間を令第 10 条の <u>3</u> ただし書の規定により区分した期間（以下この（5）から（8）までにおいて「拠出区分期間」という。）を定める場合は、拠出区分期間は月単位で分けするものとし、一以上の拠出区分期間を選択できるようにすること。なお、平成 30 年 1 月より前から企業型年金加入者掛金を拠出することができる企業型年金にあっては、当該選択として毎月の拠出区分期間を含めるなど、従来の毎月拠出による	第 1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項 (略) 1 (略) 2. 事業主掛金に関する事項 (1) ～ (5) (略) (6) 企業型掛金拠出単位期間（令第 10 条の 2 に規定する企業型掛金拠出単位期間をいう。以下同じ。）<u>を</u>同条ただし書の規定により区分した期間（以下この（6）から（8）までにおいて「拠出区分期間」という。）を定める場合は、拠出区分期間は月単位で分けするものとする。 (7) ～ (10) (略) 3. 企業型年金加入者掛金に関する事項 (1) ～ (4) (略) (5) 企業型年金加入者掛金の拠出の方法について、企業型掛金拠出単位期間を令第 10 条の <u>4</u> ただし書の規定により区分した期間（以下この（5）から（8）までにおいて「拠出区分期間」という。）を定める場合は、拠出区分期間は月単位で分けするものとし、一以上の拠出区分期間を選択できるようにすること。なお、平成 30 年 1 月より前から企業型年金加入者掛金を拠出することができる企業型年金にあっては、当該選択として毎月の拠出区分期間を含めるなど、従来の毎月拠出による

拋出方法を踏まえ、労使による協議を十分に行った上で定めること。

(6) ～ (8) (略)

4 ～ 11 (略)

第2・第3 (略)

第4 (略)

1. 法第23条第1項の運用の方法に関する事項

(1) ～ (3) (略)

(4) 運用の方法の選定及び提示に当たっては、加入者等の選択の幅が狭められることのないよう、リスク・リターン特性の異なる運用の方法から、令第15条第1項の表の中欄のうち3つ以上の区分に該当する運用の方法を適切に選定し、加入者等に提示すること。ただし、同項2の項口、3の項又若しくはル、4の項口又は5の項口の区分（以下「特定区分」という。）に該当する運用の方法から選定する場合には、当該特定区分に該当する運用の方法から資産の種類又は資産の配分が異なるよう留意して、運用の方法が適切に選定及び提示されていれば、特定区分から3以上選定することも可能であること。

さらに、加入者等の分散投資に資するため、令第16条第2号のとおり、元本確保型の運用の方法を1以上選定及び提示する場合は、当該区分以外の区分から2以上を選定及び提示すること。

また、令第16条第1号のとおり、令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでの区分（個別社債、個別株式、自社株ファンド等）から運用の方法を選定した場合は、他の区分から3以上（簡易企業型年金の場合は2以上）の運用の方法を選定及び提示しなければならないこと。

拋出方法を踏まえ、労使による協議を十分に行った上で定めること。

(6) ～ (8) (略)

4 ～ 11 (略)

第2・第3 (略)

第4 (略)

1. 法第23条第1項の運用の方法に関する事項

(1) ～ (3) (略)

(4) 運用の方法の選定及び提示に当たっては、加入者等の選択の幅が狭められることのないよう、リスク・リターン特性の異なる運用の方法から、令第15条第1項の表の中欄のうち3つ以上の区分に該当する運用の方法を適切に選定し、加入者等に提示すること。ただし、同項2の項口、3の項又若しくはル、4の項口又は5の項口の区分（以下「特定区分」という。）に該当する運用の方法から選定する場合には、当該特定区分に該当する運用の方法から資産の種類又は資産の配分が異なるよう留意して、運用の方法が適切に選定及び提示されていれば、特定区分から3以上選定することも可能であること。

さらに、加入者等の分散投資に資するため、令第16条第1項第2号のとおり、元本確保型の運用の方法を1以上選定及び提示する場合は、当該区分以外の区分から2以上を選定及び提示すること。

また、令第16条第1項第1号のとおり、令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでの区分（個別社債、個別株式、自社株ファンド等）から運用の方法を選定した場合は、他の区分から3以上（簡易企業型年金の場合は2以上）の運用の方法を選定及び提示しなければならないこと。

2 (略)

第5 運用の方法に係る金融商品の情報提供に関する事項

1・2 (略)

3. 施行規則第20条第4項の説明について

(1)・(2) (略)

4 (略)

第6～第8 (略)

第9 行為準則及び業務管理態勢に関する事項

1 (略)

2. 確定拠出年金運営管理機関の行為準則

(1)～(7) (略)

(8) 主務省令第10条第7号関係

主務省令第10条第7号の「運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」としては、例えば、施行規則第20条第1項各号に掲げる事項が該当すると考えられるほか、以下のような行為を行った場合には、同号に該当すると考えられるため、これらに留意すること。

① 施行規則第20条第5項の「金融機関の業務及び財産の状況に関する説明書類」に記載された数値又は信用ある格付機関の格付（以下「客観的な数値等」という。）以外のものを用いて、当該金融機関の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。

②～④ (略)

(9)～(12) (略)

3 (略)

2 (略)

第5 運用の方法に係る金融商品の情報提供に関する事項

1・2 (略)

3. 規則第20条第4項の説明について

(1)・(2) (略)

4 (略)

第6～第8 (略)

第9 行為準則及び業務管理態勢に関する事項

1 (略)

2. 確定拠出年金運営管理機関の行為準則

(1)～(7) (略)

(8) 主務省令第10条第7号関係

主務省令第10条第7号の「運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」としては、例えば、規則第20条第1項各号に掲げる事項が該当すると考えられるほか、以下のような行為を行った場合には、同号に該当すると考えられるため、これらに留意すること。

① 規則第20条第5項の「金融機関の業務及び財産の状況に関する説明書類」に記載された数値又は信用ある格付機関の格付（以下「客観的な数値等」という。）以外のものを用いて、当該金融機関の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。

②～④ (略)

(9)～(12) (略)

3 (略)

第 10 (略)

第 11 企業型年金の加入者の資格の喪失が見込まれる者に係る個人別管理資産の移換に関する事項

1. 事業主は、加入者の資格の喪失が見込まれる場合には、その資格の喪失が見込まれる加入者に対して、次の事項等について十分説明すること。

(1)・(2) (略)

(3) 企業型年金加入者の資格を喪失した者(2 及び第 12 において「資格喪失者」という。)が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合には、資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して 6 月以内であれば法第 54 条の 4 の規定により確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行うことができること。また、法第 83 条の規定により、個人別管理資産が国民年金基金連合会（特定運営管理機関）に自動的に移換されている者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合には、法第 74 条の 4 の規定により確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行うことができること。

なお、確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いである。企業型年金の本人拠出相当額は拠出時に非課税の取扱いであることから、確定給付企業年金へ移換する個人別管理資産に企業型年金の本人拠出相当額を含む場合であっても、確定給付企業年金の本人拠出相当額としての取扱いではなく、給付時に課税されることとなること。

(4) (略)

2・3 (略)

第 12 (略)

第 10 (略)

第 11 企業型年金の加入者の資格を喪失した者に係る個人別管理資産の移換に関する事項

1. 事業主は、加入者が資格を喪失した場合には、当該資格喪失者に対して、次の事項等について十分説明すること。

(1)・(2) (略)

(3) 企業型年金加入者の資格を喪失した者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合には、資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して 6 月以内であれば法第 54 条の 4 の規定により確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行うことができること。また、法第 83 条の規定により、個人別管理資産が国民年金基金連合会（特定運営管理機関）に自動的に移換されている者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合には、法第 74 条の 4 の規定により確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行うことができること。

なお、確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いである。企業型年金の本人拠出相当額は拠出時に非課税の取扱いであることから、確定給付企業年金へ移換する個人別管理資産に企業型年金の本人拠出相当額を含む場合であっても、確定給付企業年金の本人拠出相当額としての取扱いではなく、給付時に課税されることとなること。

(4) (略)

2・3 (略)

第 12 (略)